

# 重要事項確認表

申込に関すること		確認済
1	申込み及び申込書類の有効期限は令和2年度中となります。次年度（令和3年度）以降は新たに申込みが必要です。	<input type="checkbox"/>
2	申込後、市外に転出した場合は、申込取り下げとなります。再度転入した場合は、再申込が必要となります。	<input type="checkbox"/>
3	4月1日入所向けの一斉申込受付期間に限り、転入予定者の申込みを受け付けています。転入予定者が利用開始となった月までに、宮古島市に住民登録が確認できない場合は、保育施設等の利用決定が取り消しとなりますのでご注意ください。	<input type="checkbox"/>
その他		
4	入所後、書類の不備等により、提出期限内に書類の提出がない場合は退所措置をとることがあります。	<input type="checkbox"/>
5	給食費の副食費免除は、毎年9月に切り替えをおこないます。4月～8月分は前年度分の市町村民税課税額、9月～3月分は当年度の市町村民税課税額により決定します。	<input type="checkbox"/>

※裏面に続きます※

# 同意書

## 1. 個人情報の利用目的

宮古島市長は在園児、保護者又は扶養義務者の個人情報を入所児童に係る認定証交付、利用調整事務、保育料の決定・徴収事務のために利用します。なお、収集した個人情報については厳正に管理を行い、この目的以外には利用しません。

### ※子ども・子育て支援法

第12条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者がいるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

第16条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認められるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧もしくは資料の提供をもとめ、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

## 2. 個人情報の収集方法

- (1) 入所児童、保護者又は扶養義務者の世帯状況に関して住民基本台帳の閲覧・複写
- (2) 保護者又は扶養義務者の課税状況に関して市民税課税台帳・課税資料等の閲覧・複写
- (3) 児童扶養手当受給者台帳及び特別児童扶養手当受給者台帳の閲覧・複写
- (4) 入所児童、保護者又は扶養義務者の雇い主、その他関係人への聴取、資料提供依頼
- (5) 保護者又は扶養義務者の世帯状況・課税状況に関して他市町村に対し必要な書類の提供依頼

## 3. 個人情報の第三者提供

市長は次の場合に限り、入所児童及び保護者又は扶養義務者の個人情報を第三者に提供することができるものとします。

- (1) 特に必要があると認められる場合における、教育・保育施設へ以下の個人情報の提供
  - ① 氏名、生年月日、連絡先などの入所申込書及び添付資料に記載された個人情報に関すること。
  - ② 保育料等に関すること。
- (2) 児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合における当該公的機関への情報提供
- (3) 児童が給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合

## 4. その他

- (1) 市民税の変更などにより、副食費免除が取消となった場合は、変更月にさかのぼって副食費の徴収をします。
- (2) 申込み児童の他、兄弟姉妹について保育料等の滞納（過年度分も含む）がある場合は、継続入所及び新規入所できない場合があります。
- (3) 教育・保育給付認定申請に当たって、4月入所の場合は認定事務及び利用調整事務が集中するため審査に時間を要することから、教育・保育給付認定証の交付は2月頃に通知いたします。
- (4) 申請内容や添付書類（勤務証明書等）に虚偽がある場合は、利用認定取り消し及び保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収します。

宮古島市長 殿

年 月 日

上記について、全てを確認・同意し入所申込みをいたします。

住所：沖縄県宮古島市

氏名	続柄	氏名	続柄
_____	印 ( )	_____	印 ( )
_____	印 ( )	_____	印 ( )
_____	印 ( )	_____	印 ( )

※児童の保護者及び児童と同居している方（18歳未満除く）全員のそれぞれの署名・捺印が必要です。（同居とは、住民票の記載に関わらず、同一住所に居住している方となります。）  
※同意する者は自ら署名をおこなってください。  
※代理人が同意書に署名する場合は、委任状をとってください。